

第5章 推進体制

1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第9条 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

2 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題として捉え、施策を推進していきます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

3 審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

5 男女共同参画推進に向けた支援・連携

男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第4条 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。